平成２１年（フ）第７５１７号
大阪府東大阪市三島３丁目18番28号　ヴィルトゥー三島406号
債務者　水田　晴美（旧姓宮内）
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７５５８号
大阪市淀川区三津屋中２丁目４番21―305号
債務者　平川　　勇
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７５７８号
大阪府豊中市庄内幸町２丁目27番３―205号
債務者　寺地　ミス
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７６０２号
大阪市淀川区西宮原１丁目７番４―909号
債務者　佐伯邦子こと　盧　　畢乎
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７６０３号
大阪市淀川区西宮原３丁目３番１―801号
債務者　松本　昭子
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７６１４号
大阪府枚方市大峰南町15番28号
債務者　芝田　久江
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７６２０号
大阪府門真市城垣町18番15号
債務者　上西温子こと　上西　芳子
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７６３７号
大阪府寝屋川市高柳２丁目35番２号
債務者　矢藤　明治
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７６３８号
大阪市東住吉区北田辺６丁目２番10―503号
債務者　北田正太郎
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７６８４号
大阪市城東区中浜１丁目４番18号
債務者　小林　清美
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７６９２号
大阪市城東区野江３丁目８番18号
債務者　内田　昭子
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７７６７号
大阪府東大阪市下小阪５丁目５番28号
債務者　鈴木　説子
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７８２９号
大阪府豊中市立花町２丁目３番４―106号
債務者　藤岡万里子
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７８３１号
大阪府寝屋川市河北西町17番２―706号
債務者　森　真由美
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１８９号
香川県善通寺市木徳町554番地１
債務者　谷口　千穂
1　決定年月日時　平成21年10月８日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで　高松地方裁判所丸亀支部

平成２１年（フ）第３２０号
沖縄県島尻郡八重瀬町字外間４番地５
債務者　根間　一嘉
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月４日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第２０９号
北海道古平郡古平町大字新地町５番地
債務者　石岡ひとみ
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで　札幌地方裁判所小樽支部

平成２１年（フ）第２１０号
北海道小樽市赤岩１丁目11番16号、前住所北海道小樽市若松１丁目５番902号
債務者　北谷としえ
1　決定年月日時　平成21年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで　札幌地方裁判所小樽支部